



発行
東京都

目次

65

告示

○東京都宝くじの発売（六件）……………（財務局主計部公債課）…一

雑報

○全国自治宝くじの発売（二十六件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…四

告示

●東京都告示第七百三十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二千六百六十回東京都宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行

二 受託銀行等の名称 千代田区大手町一丁目五番五号

三 及び所在地 八十万枚 一億六千万円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式

被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間

令和八年七月十五日から同年八月四日まで

七 当せん金支払開始
期日 令和八年七月十五日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十六本

二等 五万円 八十本

三等 一万円 二千八百本

四等 二千元 六千本

五等 二百円 八万本

計 八万八千八百九十六本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

（二） 証券は、転売できない。

●東京都告示第七百四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二千六百六十一回東京都宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行

二 受託銀行等の名称 千代田区大手町一丁目五番五号

三 及び所在地 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間

令和八年八月一日から同月二十五日まで

七 抽せん期日 令和八年八月二十八日

八 当せん金支払開始
期日 令和八年九月二日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 一万円 二百本

三等 二千元 二千本

四等 千円 四万本

五等 百円 二十万本

計 二十四万二千二百二十二本

十 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

（二） 証券は、転売できない。

●東京都告示第七百五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百六十二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額		百万枚	二億円
四 証券金額		一枚二百円	
五 証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から三等までの当せんが判明する方法）		
六 発売期間	令和八年八月十九日から同年九月八日まで		
七 当せん金支払開始期日	令和八年八月十九日		
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数	
一等	百万円	二十本	
二等	一万円	五千五百本	
三等	二百円	十万本	
計		十万五千五百二十本	
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。		

●東京都告示第七百六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

名称 第二千六百六十三回東京都宝くじ

受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額		三百万枚	六億円
四 証券金額		一枚二百円	
五 証券型式	開封式		
六 発売期間	令和八年八月二十六日から同年九月十五日まで		
七 抽せん期日	令和八年九月十八日		
八 当せん金支払開始期日	令和八年九月二十八日		
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数	
一等	三千万円	一本	
一等の前後賞	千万円	二本	
一等の組違い賞	十万円	二十九本	
二等	三十万円	九十本	
三等	一万円	六千本	
四等	千円	三万本	
五等	二百円	三十万本	
十五夜賞	三万円	九百本	
計		三十三万七千二百二十本	
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。		

●東京都告示第七百七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

名称 第二千六百六十四回東京都宝くじ

受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額		五十万枚	一億円
四 証券金額		一枚二百円	
五 証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）		
六 発売期間	令和八年九月九日から同年十月六日まで		
七 当せん金支払開始期日	令和八年九月九日		
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数	
一等	二百万円	五本	
二等	五万円	三十本	
三等	一万円	千八百本	
四等	二千元	四千本	
五等	二百円	五万本	
計		五万五千八百三十五本	
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。		

3	令和8年5月29日（金曜日）	東 京 都 公 報	(増刊 65)
●東京都告示第七百八号			
当せん金付証券を次のとおり発売する。			
令和八年五月二十九日			
東京都知事 小 池 百合子			
一	名称	第二千六百六十五回東京都宝くじ	
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円	
四	証券金額	一枚百円	
五	証券型式	開封式	
六	発売期間	令和八年九月二十三日から同年十月二十日まで	
七	抽せん期日	令和八年十月二十三日	
八	当せん金支払開始期日	令和八年十月二十八日	
九	当せん金の額及び当せん金の等級	当せん金 当せん本数	
	一等	千円 二本	
	一等の前後賞	二百五十万円 四本	
	一等の組違い賞	十万円 三十八本	
	二等	三十万円 二十本	
	三等	一万円 二百本	
	四等	五千円 二千本	
	五等	千円 二万本	
	六等	百円 二十万本	
	計	二十二万二千二百六十四本	
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。	
		雑 報	

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百六十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称 会長 東京都知事 小池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地 第千四百十四回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四千万枚 二百億円
(五十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等 級

一 等

一 等の前後賞

一 等の組違い賞

二 等

三 等

四 等

計

備考

十

注意事項

(一)

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称 会長 東京都知事 小池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地 第千四百十五回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二億枚 六百億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として二十単位(二十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等 級

一 等

一 等の前後賞

一 等の組違い賞

二 等

三 等

四 等

五 等

計

備考

十

注意事項

(一)

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千百十六回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 六千万枚 百八十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和八年六月三十日から同年七月三十一日まで
七 抽せん期日 令和八年八月十二日

八 当せん金支払開始期日 令和八年八月十七日

九 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 十本

一等の前後賞 千万円 二十本

二等 一万円 二十万本

三等 三千円 十万本

四等 三百円 百万本

計 百十二万三十本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千百十七回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 七百五十万枚 十五億円
四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
令和八年七月二十二日から同年八月十八日まで
六 発売期間 令和八年七月二十二日

七 当せん金支払開始期日 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数

八 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数

一等 五百万円 三十本

二等 五十万円 七百五十本

三等 一万円 三千三百七十五本

四等 二千円 二万六千二百五十本

五等 二百円 二百二十五万本

計 二百二十七万四千七百八十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千八百十八回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二十万枚 四十億円
(二十億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。)

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和八年八月一日から同月二十五日まで

七 抽せん期日 令和八年八月二十八日

八 当せん金支払開始期日 令和八年九月二日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 一億五千万円 当せん本数 一本

一等の前後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 九十九本

二等 五十万円 二百本

三等 五万円 千本

四等 一万円 一万本

五等 二千元 十万本

六等 二百円 百万本

特別賞 三万円 三千本

計 百十一万四千三百二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千八百十九回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 七億五千万円

四 証票金額 一枚三百円

五 証票型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和八年八月一日から同月二十五日まで

七 抽せん期日 令和八年八月一日

八 当せん金支払開始期日 令和八年九月二日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 千五百万円 当せん本数 五本

二等 百万円 二十本

三等 十万円 七十五本

四等 一万円 三千本

五等 千円 六万二千五百本

六等 三百円 五十万本

計 五十六万五千六百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二百二十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和八年八月五日から同月二十五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年八月五日
八	当せん金の額及び当せん数の 等級	当せん金 当せん本数
一等		三百万円 二十七本
二等		五十万円 四百五十本
三等		一万円 二千七百本
四等		二千元 一万三千五百本
五等		二百円 百三十五万本

計 百三十六万六千六百七十七本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二百二十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 六億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和八年八月十二日から同年九月一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年八月十二日
八	当せん金の額及び当せん数の 等級	当せん金 当せん本数
一等		五十万円 二百四十本
二等		十千元 三万六千本
三等		百円 二百四十万本

計 二百四十三万六千二百四十本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千二百二十二回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五百万枚 十億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和八年八月二十六日から同年九月十五日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年八月二十六日

八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金 当せん本数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五百万円 十本

二等 五十万円 百本

三等 一万円 二千本

四等 二千円 五万本

五等 二百円 百五十万本

計 百五十五万二千百十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千二百二十三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 七億五千万円

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和八年八月二十六日から同年九月十五日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年八月二十六日

八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金 当せん本数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 五本

二等 五十万円 二十本

三等 十万円 百本

四等 一万円 千本

五等 千円 九万本

六等 三百円 五十万本

計 五十九万一千二百二十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百七十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千二百二十四回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

千四百万枚 十四億円

一枚百円

開封式

令和八年八月二十六日から同年九月二十二日まで

令和八年九月二十八日

令和八年十月三日

一	名称	受託銀行等の名称及び所在地
二	発売の総数及び総額	千四百万枚 十四億円
三	証券金額	一枚百円
四	証券型式	開封式
五	発売期間	令和八年八月二十六日から同年九月二十二日まで
六	抽せん期日	令和八年九月二十八日
七	当せん金支払開始期日	令和八年十月三日
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 千円 三本 二等 二百五十万円 六本 三等 十万円 四百七十七本 四等 三十万円 二百八十本 五等 一万円 八千四百本 六等 五千円 一万四千本 七等 千円 十四万本 八等 百円 百四十万本

計 百五十六万三千百六本

備考

当せん本数は、発売額十四億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千二百二十五回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四百五十万枚 九億円

一枚二百円

被封式（被封された特定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法）

令和八年九月二日から同月二十二日まで

一	名称	受託銀行等の名称及び所在地
二	発売の総数及び総額	千四百五十万枚 九億円
三	証券金額	一枚二百円
四	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、
五	発売期間	令和八年九月二日から同月二十二日まで
六	抽せん期日	令和八年九月二日
七	当せん金支払開始期日	当せん金 当せん本数
八	当せん金の額及び当せん金の数	一等 百円 二十七本 二等 三万円 四百五十本 三等 一万円 四千五百本 四等 二千円 三万六千本 五等 二百円 百三十五万本

計 百三十九万九百七十七本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千二百二十八回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 六百万枚 十二億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和八年九月二十三日から同年十月十三日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年九月二十三日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

一等 百万円 六十本

二等 五万円 千二百本

三等 一万円 五千四百本

四等 二千元 一万八千本

五等 二百円 百八十万本

計 百八十二万四千六百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百十八回インターネット専用全国自治宝くじ（ク

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 四億五千万円

（一億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位

（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売

総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で

増額する場合がある。）

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和八年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年七月一日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

一等 二百万円 十五本

二等 五十万円 百五十本

三等 一万円 三千本

四等 二千元 九千本

五等 五百円 五万四千本

六等 三百円 三十万本

計 三十六万六千六百六十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第二百十九回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 五億円

（一億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

令和八年七月一日から同月三十一日まで
令和八年七月一日

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間

当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せん金の数

八 等級

当せん金

当せん本数

五百万円

五万円

一万円

五千円

二千円

四百円

二百円

計

六十一万五千二百五十五本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第二百二十回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十万枚 三億円

（一億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

令和八年七月一日から同月三十一日まで
令和八年七月一日

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間

当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せん金の数

八 等級

当せん金

当せん本数

五十万円

二十万円

二万円

二百円

三十万本

三十万本

三十万本

計

三十三万三十本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十一回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四百万枚 四億円
(一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和八年七月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日 令和八年七月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 十万円 二百四十本

二等 十万円 八千本

三等 五万円 二万本

四等 三万円 二万八千本

五等 二万円 四万八千本

六等 百円 百二十万本

計 百三十万四千二百四十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十二回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四百万枚 二十億円
(五億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚五百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和八年八月一日から同年九月三十日まで
七 当せん金支払開始期日 令和八年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 一億円 四本

二等 千万円 八本

三等 百万円 十六本

四等 五十万円 二百本

五等 十万円 千五百本

六等 一万円 四万本

七等 七千円 五万本

八等 五百円 二十万本

九等 三百円 八十万本

計 百五万五千七百二十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十七号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十三回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百萬枚 六億円
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年八月一日から同月三十一日まで

令和八年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等級

当せん本数

一等

三千万円

二本

二等

百万円

二十本

三等

一万円

二百本

四等

三千円

千本

五等

二千円

二千本

六等

千円

三千本

七等

七百元

二万本

八等

五百円

八万八千本

九等

三百円

四十万本

計

五十一万四千二百二十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十八号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十四回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 百五十萬枚 四億五千万円
(一億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年八月一日から同月三十一日まで

令和八年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等級

当せん本数

一等

三百万円

十五本

二等

三十万円

三百本

三等

一万円

六百本

四等

五千円

九百本

五等

二千円

五千七百本

六等

七百元

一万二千本

七等

五百円

一万八千本

八等

四百円

四万八千本

九等

三百円

三十万本

計

三十八万五千五百十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百八十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十五回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 五億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する
場合がある。)

一枚二百円

被封式

令和八年八月一日から同月三十一日まで

令和八年八月一日

八 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

六 証券金額

五 証券型式

四 証券期間

三 当せん金の額及び当せん金の数

二 等級

一等 当せん金 二百五十万本

二等 当せん金 二百五十万本

三等 当せん金 二百五十万本

四等 当せん金 二百五十万本

五等 当せん金 二百五十万本

六等 当せん金 二百五十万本

計 六十一万二千二百二十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十六回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
四百万枚 四億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する
場合がある。)

一枚百円

被封式

令和八年八月一日から同月三十一日まで

令和八年八月一日

八 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

六 証券金額

五 証券型式

四 証券期間

三 当せん金の額及び当せん金の数

二等 当せん金 二百五十万本

一等 当せん金 二百五十万本

計 百二十八万二百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十一号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十七回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十万枚 四億五千万円

三 発売の数及び総額 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位
(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売
総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で
増額する場合がある。)

一枚三百円

四 証票金額

被封式

五 証票型式

令和八年九月一日から同月三十日まで
令和八年九月一日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

計

三十九万一千六百六十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百二十八回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 五億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユ
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。)

一枚二百円

四 証票金額

被封式

五 証票型式

令和八年九月一日から同月三十日まで
令和八年九月一日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

当せん金

計

五十六万二千二百五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
発売の数及び総額
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十万枚 三億円
（クイックワン）
（一億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

二 証券金額
証券型式
被封式
一枚二百円

三 発売期間
令和八年九月一日から同月三十日まで
令和八年九月一日

四 当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せん金の数

五 等級
当せん金 当せん本数
一等 五十万円 十五本
二等 二十万円 二百十本
三等 一万円 千五百本
四等 二千円 二万四千百五十本
五等 二百円 三十万本

六 計
三十二万五千八百七十五本

七 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年五月二十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
発売の数及び総額
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
四百万枚 四億円
（クイックワン）
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

二 証券金額
証券型式
被封式
一枚百円

三 発売期間
令和八年九月一日から同月三十日まで
令和八年九月一日

四 当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せん金の数

五 等級
当せん金 当せん本数
一等 十万円 二百四十本
二等 千円 八千本
三等 五百円 二万八千本
四等 三百円 四万八千本
五等 二百円 百二十万本
六等 百円 百二十万本

六 計
百三十万四千二百四十本

七 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号 163-8001

価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号 113-0001

